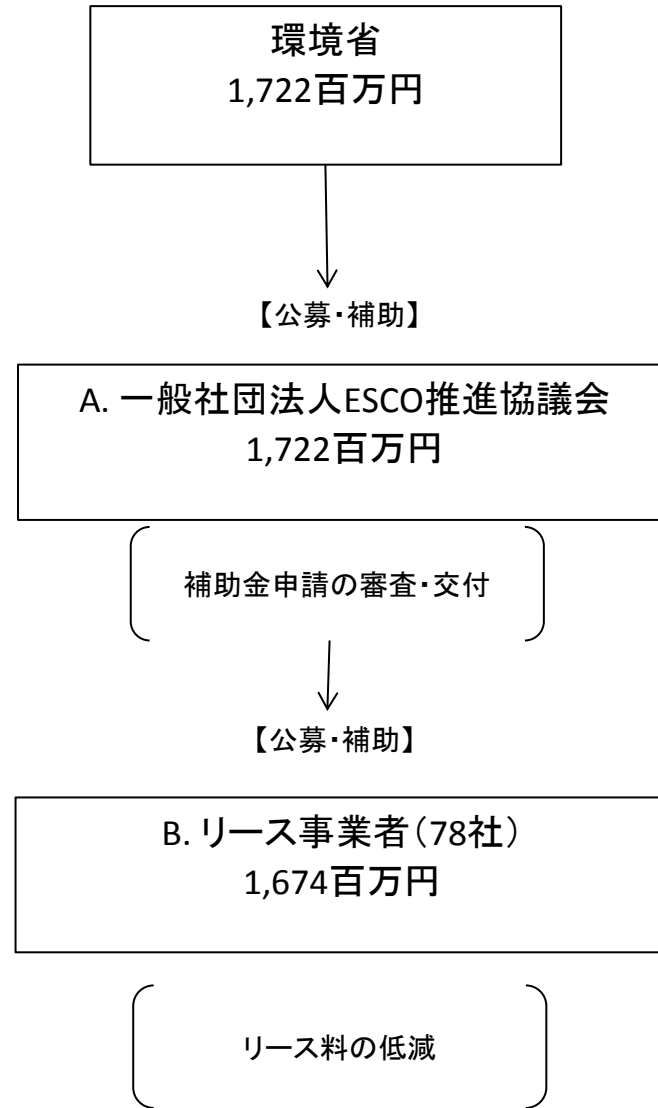


平成25年行政事業レビューシート (環境省)

事業名	家庭・事業者向けエコリース促進事業		担当部局庁	総合環境政策局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度～未定		担当課室	環境経済課		環境経済課長 大熊 一寛	
会計区分	エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)		政策・施策名	1. 地球温暖化対策の推進 1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	特別会計に関する法律第85条第3項第1号ホ 施行令第50条第7項第9号		関係する計画、通知等	「新成長戦略」:(工程表)I 1. 低炭素化の促進「リースによる低炭素型設備の導入促進の枠組み」, 「新成長戦略実現2011」			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	2020年25%削減という中期目標達成に向けては、家庭、業務、運輸部門での対策が急務である。 本事業では低炭素機器の導入に際して多額の初期投資費用(頭金)を負担することが困難な家庭、中小企業を中心に、頭金なしのリースという手法を活用することによって低炭素機器の普及を図り、もって「エコで快適な暮らし」を実現する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	リースにより低炭素機器を導入した場合に、リース料総額の3%又は5%をリース事業者に対して助成を行う。 ただし、東日本大震災の被災地域の復興に資するため、岩手県、宮城県又は福島県における低炭素機器に係るリース契約に限定して補助率を10%とする。 なお、本事業において低炭素機器を導入できる者は家庭及び事業者(大企業を除く)とし、他に国による補助制度がある場合には本制度とどちらかを選択することとする。 ○補助対象製品の例: (1)家庭向け:住宅向け太陽光パネル 等 (2)事業者向け:高効率ボイラー、コジェネレーション、高効率空調、太陽光パネル、高効率ショーケース、高効率冷凍冷蔵庫、高効率建機 等						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求
		補正予算		2,000	1,800	1,800	2,300
		繰越し等		—	—	—	
		計		2,000	1,800	1,800	2,300
	執行額		346	1,722			
	執行率(%)		17.3%	95.7%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (27年度)
	補助対象機器は、一定のCO2削減効果を有するものを予め指定している。削減効果は機器毎により異なるところ、機器の選択は機器の利用者に委ねられていることから、事業による削減量の目標を設定することは困難。(ただし、成果実績として、各年度のCO2排出削減量を記載。)		成果実績 tCO2/年		0.6万	2.4万	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	リース契約額		活動実績 (当初見込み)		83億円 (650億円)	325億円 (580億円)	— (340億円)
単位当たりコスト	9,772(円/t-CO2/年)		算出根拠	前年度補助金による設備投資実績を基に算出。機器毎に代表的な製品等の削減効率から省エネ効果を算出し、CO2削減量に換算。 $1,674\text{百万円(補助執行額)} \div 2.4\text{万t(CO2削減量)} \div 7.1\text{年(リース期間の平均値)} = \text{約}9,772\text{円/t-CO2/年}$			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	二酸化炭素排出抑制事業費等補助金	1,800	2,300	リースという金融手法により低炭素機器の普及を加速化し、CO2排出削減を進めていくため、平成24年度の予算執行状況も踏まえ、増額要求を行う。			
	計	1,800	2,300				

事業所管部局による点検						
	項目			評価	評価に関する説明	
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	家庭、業務部門の温暖化対策は急務であり、かつ本事業は家庭、中小企業等を対象としていることから、優先度は高い。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	補助事業者及び間接補助事業者である指定リース事業者は公募の上、学識経験者等による適正な審査を経て選定された。さらに、補助事業者が121に上るリース事業者に補助金を交付することにより、業務の効率化が図られている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			○		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なもの限定されているか。			○		
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			-			
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	多額の初期投資費用(頭金)を負担することが困難な家庭、中小企業等には、頭金がないリースという金融手法は低炭素機器導入に向けて有効な手段となる。24年度は予算のほとんどを執行し達成率は大きく向上。補助率を引き上げたことにより、活動実績は見込みを達成できなかった。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			△		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検 結果	補助金交付状況については毎営業日、業務管理費については毎月、補助事業者である一般社団法人ESCO推進協議会より報告を受けている。23年度は、初年度事業であることから、準備等に時間がかかり、予算執行が予定どおり進まなかったが、24年度は、指定リース事業者数も、94社から121社に大幅に増加し、本事業の知名度も着実に向上したことから利用が進み、予算額のほとんどを執行した。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状 通り	引き続き効率的な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状 通り	引き続き効率的な執行に努める。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年	-	平成23年	新23-022	平成24年	322	

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.一般社団法人ESCO推進協議会			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	補助金	1,674			
補助金	業務管理費	48			
計		1,722	計		0
B.三菱UFJリース(株)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	低減したリース料への充当	288			
計		288	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0.0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一般社団法人ESCO推進協議会	間接補助事業者である指定リース事業者からの補助金申請の審査・交付手続きを行う。	1,722	6	-

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三菱UFJリース(株)	環境省の定めた基準を満たす低炭素機器について、家庭・中小企業等とリース契約を締結した後、補助事業者であるESCO推進協議会に補助金申請を行う。	288		
2	日本GE(株)	環境省の定めた基準を満たす低炭素機器について、家庭・中小企業等とリース契約を締結した後、補助事業者であるESCO推進協議会に補助金申請を行う。	173		
3	(株)アマダリース	環境省の定めた基準を満たす低炭素機器について、家庭・中小企業等とリース契約を締結した後、補助事業者であるESCO推進協議会に補助金申請を行う。	140		
4	三井住友ファイナンス&リース(株)	環境省の定めた基準を満たす低炭素機器について、家庭・中小企業等とリース契約を締結した後、補助事業者であるESCO推進協議会に補助金申請を行う。	115		
5	三菱電機クレジット(株)	環境省の定めた基準を満たす低炭素機器について、家庭・中小企業等とリース契約を締結した後、補助事業者であるESCO推進協議会に補助金申請を行う。	107		
6	共友リース(株)	環境省の定めた基準を満たす低炭素機器について、家庭・中小企業等とリース契約を締結した後、補助事業者であるESCO推進協議会に補助金申請を行う。	57		
7	JA三井リース(株)	環境省の定めた基準を満たす低炭素機器について、家庭・中小企業等とリース契約を締結した後、補助事業者であるESCO推進協議会に補助金申請を行う。	57		
8	十六リース(株)	環境省の定めた基準を満たす低炭素機器について、家庭・中小企業等とリース契約を締結した後、補助事業者であるESCO推進協議会に補助金申請を行う。	54		
9	ぐんぎんリース(株)	環境省の定めた基準を満たす低炭素機器について、家庭・中小企業等とリース契約を締結した後、補助事業者であるESCO推進協議会に補助金申請を行う。	40		
10	商工中金リース(株)	環境省の定めた基準を満たす低炭素機器について、家庭・中小企業等とリース契約を締結した後、補助事業者であるESCO推進協議会に補助金申請を行う。	37		